

## ヘイトスピーチ対策についての法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、人種差別的言動の広がりに懸念を示し、締約国である日本に対し、ヘイトスピーチのような差別的言動に対処する措置を取るべきとの勧告を行った。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」締約国として、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について、違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国におかれては、表現の自由・言論の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含めた強化策を速やかに検討し、下記の項目について取り組むよう強く要望する。

### 記

1. 人種差別・民族差別をあおり、個人の尊厳を否定し社会から排除、排斥しようとするヘイトスピーチを法律で禁止すること。
2. 我が国が批准している人種差別撤廃条約に基づき、人種差別・民族差別を助長し扇動する団体のデモ、及び集会、公共の施設等の利用を許可しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月24日

日 田 市 議 会